

**「令和4年度人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務」
に係る公募型プロポーザル実施要領**

第1 業務内容に関する事項

1 業務目的及び業務内容

人口減少、少子・高齢化等の進展が見込まれる中で、行政全般、こども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等、政策判断の基礎となる各種統計データや、政策事例、民間動向等の情報を常時的確に収集・整理するとともに、各種統計データ等の客観的かつ高度な解析など、今後の政策立案に資する調査・検討を行うことを目的とする。

2 業務の範囲

- (1) 委託業務名称：令和4年度人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務
- (2) 事業規模（契約上限額）：金 8,000,000 円（消費税等含む）
- (3) 委託期間：令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）
- (4) 成果品：報告書（A4版）3部、報告書データ（CD-ROM）一式
- (5) 納入期限：令和5年3月17日（金）
- (6) 具体的内容については、（別紙1）「令和4年度 人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務について」を参照のこと。

第2 契約条件等に関する事項

1 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った被害について、賠償請求を行うことがある。

2 費用の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

3 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

4 契約書案

別紙「契約書案」参照

5 契約保証金等

契約保証金 要（契約金額の5%）ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は免除する

保証人 不要

6 再委託の禁止

(1) 受注者は、業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を再委託することはできない。

(主たる部分)

業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

7 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第3 公募型プロポーザル参加資格要件・参加方法等に関する事項

1 公募型プロポーザル参加資格

提案参加申請時において、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)本市入札参加有資格者名簿(業務委託用)に、大分類(13その他代行)中分類(17各種施策研究・調査)で登録していること。

2 参加方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める受付期間中に、本市の指定する次の書類を持参又は郵送により提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 参加申請

ア 申請受付期間

公示日から令和4年1月24日(月)までの平日午前9時から午後5時30分まで
(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く)

※郵送の場合は、配達履歴が確認できる形式で令和4年1月24日（月）午後5時30分必着

イ 提出書類

・公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式A】

(2) 説明会及び質問事項の受付

ア 説明会 実施しない

イ 質問事項の受付

令和4年1月24日（月）午後5時30分までに、書面（様式自由）により持参、郵送、FAX、e-mailで受け付ける。（郵送の場合は、配達履歴が確認できる形式で令和4年1月24日（月）午後5時30分必着）

ウ 質問事項に対する回答

政策企画室ホームページにて回答する。（令和4年1月28日（金）（予定）

ただし質問がない場合は掲載しない。

(3) 公募型プロポーザル参加申請者に対する通知

ア 公募型プロポーザル参加申請者の選定結果は、令和4年1月28日（金）（予定）にe-mailにより通知する。

イ 選定されなかった申請者に対しては、その理由を付した通知書をe-mailにより送付する。

第4 公募型プロポーザルの企画提案に関する事項

1 企画提案書類

前項による公募型プロポーザル参加通知を受けた者は、（別紙1）「令和4年度 人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務について」を参照の上、必要書類を作成し、次に定める提出期限までに、持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出期間

公募型プロポーザル参加通知日から令和4年2月22日（火）までの平日午前9時から午後5時30分まで。（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 提出方法

持参又は郵送により大阪市政策企画室企画部（政策調査担当）まで提出すること。

（郵送の場合は、配達履歴が確認できる形式で令和4年2月22日（火）午後5時30分必着）

(3) 提出書類

正本1部、副本1部を提出すること。

（ただし、副本1部については提案事業者を特定できないよう、事業者の商号又は名称、代表者氏名などをマスキングした上で提出すること。）

(4) 企画提案書の内容及び様式

（別紙2）「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照

第5 選定に関する事項

1 選定方法

- (1) 企画提案書類について、次の項目に沿って委託候補者選定会議における委員が100点満点で評価を行い、各委員の点数の合計点が最も高い提案事業者を契約候補者（委託予定者）とする。

なお、各委員のそれぞれの点数が60点未満の提案事業者は失格とする。

- (2) 各委員の点数の合計点が最も高い提案事業者が複数あった場合は、その複数の提案事業者のうち、選定基準の次の項目の順に点数を比較し、最終決定する。

それでもなお、差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「企画提案書全体」の点数が最も高いもの
- ②「特定テーマに関する提案について」の点数が最も高いもの
- ③情報収集の際に活用可能なデータソースの点数が最も高いもの

- (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 各委員のそれぞれの点数が60点未満であったもの。

イ 委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

ウ 他の提案事業者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

エ 委託候補者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

- (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての提案事業者に通知し、本市ホームページに掲載する。

※通知予定日

令和4年3月中旬（予定）（契約の締結は、予算が発効したときとする。）

2 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	審査内容	配点
企画提案書全体	本業務の意図及び目的、趣旨を十分に理解した企画提案となっているか。	20
特定テーマに関する提案について	データに基づいた分析が適切になされているか。	15
	説明文章は、端的にまとめられ、誰が読んでも理解でき、説得力があるものとなっているか。	15
	図表やグラフを駆使し、見やすくわかりやすい資料としてまとめられているか。	10
	独自の着眼点から分析がなされており、その内容についても説得力があるか。	10
業務実施体制等	業務実施体制について具体的かつ明確に記述されており、かつ、業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフ配置体制が確保されているか。	10
	過去（公募日以前5年以内）に同種又は類似する事例に取り組んだ実績、又はすでに事業化されたものなどの概要について提示されているか。	5
	情報収集の際に活用可能なデータソースについて、実行性・有効性のあるものとなっているか。	10
	積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。	5
合計		100

※選定会議の実施結果により、変更の可能性有り。

第6 その他

1 提案に要する費用、条件等

- (1) 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。なお、この契約の履行期間中に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については、契約を解除することがある。
- (2) 提出された書類全ての作成・提出に係る経費は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に申請者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (5) 提出された書類は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 大阪市より提供した資料及びその他知り得た全ての情報について、大阪市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。

- (7) 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。
- (8) 契約の締結は、受注者決定後、予算が発効した時に行うものとする。ただし、採用された提案について、必要に応じて内容を変更することがある。
- (9) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

3 提出先、問い合わせ先

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5階北側

大阪市政策企画室企画部（政策調査担当）（担当者：狭間）

電話番号 06-6208-9723

FAX 番号 06-6202-5620

e-mail aa0011@city.osaka.lg.jp